

「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」への市民意見に対する回答

1 団体と1名の方から、13件のご意見をいただきました。ありがとうございました。

内容と神戸市の考え方は以下の通りです。

本市の具体的な取り組みについては、「神戸市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画の施策に関する評価書」をご覧ください。

市民意見要旨	神戸市の考え方
<p>第4 ホームレス対策の推進計画</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>「神戸市では、平成15年10月に神戸市ホームレス対策連絡会議を設置し、市内の協力体制を強化しました。そして、平成21年4月に策定した第2次実施計画に基づき、NPO等民間団体とも連携を図りながら、ホームレスの個々の自立支援に取り組んできました。地域でともに支え合う自立支援のまちづくりを目指した「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」の理念に則り、市民の理解と協力を得ながら、ホームレス自身の能力活用を図るとともに、再び社会の一員として自立した生活が営めるよう、第3次実施計画においても、引き続き以下の基本目標に従ってホームレスの自立の支援に関する施策を推進します。ホームレスが地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要と考えます」</p> <p>○神戸市ホームレス対策連絡会議を行政内部だけの連絡会議とせず、NPO法人等民間支援団体も交えて幅広く意見をくみ上げられるように改編されたい。</p>	<p>神戸市ホームレス対策連絡会議は、市内の協力体制の確保を主な目的としており、引き続き現行の構成による運営が必要であると考えています。</p> <p>なお、第4-3-(9)でも述べているとおり、ホームレス問題への取り組みについては、民間団体等との連携が不可欠と認識していますので、定期的な情報交換や意見交換により、幅広い意見を取り入れていくよう努めます。</p>

<p>○上記の考え方は強く支持することができ、それらは国際人権規約で規定されている。住生活基本法の趣旨からも、適切な住宅で生活するということが権利であるという「居住の権利」を明記されたい。</p>	<p>「居住の権利」に関する明確な規定がないため記載はしていませんが、住生活基本法第6条に則り、第4 - 3 - (1)でも述べているとおり、安定した居住の場所の確保に努めます。</p>
<p>2 基本目標</p> <p>(1) 安定した居住の場所の確保について</p> <p>「地域社会で自立した日常生活を営むためには、安定した居住の場所の確保が最も重要です。まずは路上（野宿）生活を解消するための一時的な居住の場所の確保を支援した上で、市営住宅の既存制度を活用した入居支援や、低廉な民間住宅の情報提供など、安定した居住の場所の確保に努めます」</p> <p>○ホームレスの人たちの路上（野宿）からの脱却とともに、新たにホームレス状態に陥らないような支援施策を充実させ、少なくとも「不安定な居住状態にある人たち」への支援をより具体的に実施計画に盛り込まれたい。</p>	<p>不安定な居住状態にある人たちを含め、安定した居住の確保についての取り組みについては、第4 - 3 - (1)アからオに記載した内容により、路上（野宿）生活の解消、再路上化防止のための支援を行っていきたいと考えています。</p>
<p>(6) 生活保護法による保護の実施</p> <p>「保護が必要な人に対して、その状況に応じて生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適用等により、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて適切な支援を実施します」</p> <p>○「最低限度の生活を保障」を「健康で文化的な生活を保障」とされたい。</p>	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）第1条に、生活保護は最低限度の生活を保障するものであるとされていることから、このように記載しています。</p>

<p>【その他の意見】</p> <p>○市民が直接訪れる窓口の職員だけではなく、全神戸市職員も問題意識の喚起が必要であり、市民が抱える問題を見出せるよう感性を磨く研修を行うなどを計画に入れられたい。</p>	<p>ホームレス対策については、全庁的な協力体制の確保が必要と認識しており、平成15年10月に「神戸市ホームレス対策連絡会議」を設置しました。今後も連絡会議設置の趣旨を踏まえつつ、市民に対する応対等様々な研修を実施し、職員の資質向上に努めます。</p>
<p>(7) ホームレスの人権の尊重</p> <p>「ホームレスの人権の尊重について、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、市民の理解が得られるよう留意しつつ、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます」</p> <p>○「人権の尊重」について、「市民の理解が得られるよう留意しつつ」という留保条件のようなものがつくことは問題であり、削除もしくは表現を変更されたい。</p>	<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「ホームレスの人権の尊重について、一人一人の人権を尊重するという理念の浸透を図るため、市民の理解が得られるよう留意しつつ、人権啓発事業の実施や人権教育の推進に努めます」</p>
<p>3 基本目標の各課題に対する取組方針</p> <p>(3) 保健及び医療の確保について</p> <p>エ 医療の確保</p> <p>「ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について理解を得るよう努めます。また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。）を行う施設の活用に配慮します」</p> <p>○無料低額診療事業の無料診療券について、保険加入が前提のような運</p>	<p>無料低額診療事業については、国の通知に基づき診療施設における実施</p>

<p>用については指導されたい。</p>	<p>状況を調査・指導をしており、今後とも適正な実施に努めます。</p>
<p>(6) 生活保護法による保護の実施について 「ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の人と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはありません。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施します。その際、区保健福祉部保護課、更生センターにおいては、個々の状況に配慮しつつ、市民の理解が得られるよう、以下の点に留意して適切な保護を実施します」</p> <p>○「最低限度の生活を保障」を「健康で文化的な最低限度の生活を保障」とされたい。</p> <p>○「市民の理解が得られるように」という文言が、保護の目的のような表現となっているので削除されたい。</p>	<p>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 1 条に、生活保護は最低限度の生活を保障するものであるとされていることから、このように記載しております。</p> <p>以下のとおり修正します。 「ホームレスに対する生活保護の適用については、(中略)。その際、区保健福祉部保護課、更生センターにおいては、個々の状況に配慮しつつ、市民の理解が得られるよう、以下の点に留意して適切な保護を実施します」</p>
<p>(7) ホームレスの人権の尊重について 「基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもあります。ホームレスの人権の尊重については、市民の理解が得られるよう留意しつつ、以下の取り組みにより推進することが必要です」</p>	

<p>○日本国憲法の理念について記載しながら、「市民の理解を得られるように」という条件を付けるのは憲法上の権利としては問題があるので削除されたい。</p>	<p>以下のとおり修正します。 「基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもあります。ホームレスの人権の尊重のためについては、市民の理解が得られるよう留意しつつ、以下の取り組みをにより推進することが必要です」</p>
<p>(8) 公共施設の適正な利用の確保について ア 施設管理者の役割 「公共の用に供する施設及び場所をホームレスが起居等に使用することにより、適正な利用が妨げられているとき、当該施設管理者は、更生センター及びホームレス巡回相談員、区保健福祉部等関係機関に連絡を行い、ホームレスの自立支援等に関する施策との十分な連携を図りつつ、ホームレスの人権にも配慮しながら、その管理権に基づき以下の対策を講ずるなど、施設の適正な管理に努めます。また、洪水等の災害時に被害が及ぶ危険があることから、平時から関係部局と連携しつつ安全確保に配慮します。 (ア) 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行います。 (イ) 必要と認めるときは、法令の規定に基づき、監督処分措置についても検討します。</p> <p>○公共施設の適正利用の確保に関しては、ホームレス自立支援法成立時の付帯決議(2002年7月17日衆議院厚生労働委員会)の第5項目の趣旨を尊重することを明記すべきである。</p> <p>○適正な行政手続きの遵守や福祉施設に関する懇切丁寧な説明とサポートを行うことは必要不可欠であるため、そのことを明記されたい。</p>	<p>本計画はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成24年法律第46号)第11条に基づいて策定するものであり、衆議院厚生労働委員会決議文(平成14年7月17日付)も踏まえ、ホームレスの人権に配慮しながら施設の適正な管理に努めるとしてあります。</p> <p>本文において、ホームレスの自立の支援等に関する施策との十分な連携を図りつつ、ホームレスの人権に配慮しながら、管理権に基づき施設の適</p>

	<p>正な管理に努めると記載しています。</p>
<p>(10) その他、自立の支援等に関する事項について</p> <p>「近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、少子・超高齢化や核家族化の進展、地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されています。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要があります。こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活に戻ることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりの実現に向けて地域福祉の増進を図ることが重要です」</p> <p>○ホームレス状態となる原因を家族の機能や地域の相互のつながりなどに求めるような表現は一面的であり、社会問題・貧困問題としてのホームレス問題という位置付けが必要であるため、その旨を明記されたい。</p>	<p>本項目では、地域福祉の増進に関して記載していることから、家族や地域の機能に言及していますが、第4 - 1「基本的な考え方」に記載しているとおり、ホームレスに至る要因は、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なっており、その背景として変動する社会経済情勢、不安定な雇用等があると認識しています。</p>